

広島県公安委員会告示第 38 号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和 60 年国家公安委員会規則第 4 号。以下「規則」という。）第 6 条に定める技術上の規格に適合していると認めるので、規則第 9 条第 1 項の規定により告示する。

令和 3 年 6 月 14 日

広島県公安委員会

委員長 田 中 秀 和

検定 番号	検 定 の 有 効 期 間	遊技機の 種 類	型 式 名	申 請 者 名 (住 所)	製造業者名 (住 所)
1 P03 13	告示の日 (令和 3 年 6 月 14 日)から 3 年間	ぱちんこ 遊技機	P フィーバー機動 戦士ガンダムユニ コーン b	株式会社ビスティ 代表取締役 大塚 敏光 (東京都渋谷区渋谷三丁目 29 番 10 号)	左同
0 P12 07	同上	同上	P フィーバータイ ガーマスク W Y	株式会社三共 代表取締役 筒井 公久 (東京都渋谷区渋谷三丁目 29 番 14 号)	左同
1 P02 67	同上	同上	P フィーバーマク ロスフロンティア 4 A	同上	左同
1 S01 88	同上	回胴式遊 技機	S G I 優駿倶楽部 3 P K	K P E 株式会社 代表取締役 上月 弘之 (愛知県一宮市高田字池尻 1 番地)	左同